

## 当センターにおける単科獣医研修医登録を希望される方へ

単科獣医研修医の登録のためには所定の手続きを経る必要があります、予め次の書類をご提出いただいております。

### 1. 履歴書（様式任意、ただし写真貼付が必要です。）

なお、備考欄等に研修希望診療科、指導担当獣医師、希望研修曜日と  
これまでに診療エックス線の取扱い経験のある場合は、その期間を  
平成〇〇年×月～平成△△年□□月、  
平成◎◎年▲月～現在  
といったようにご記載ください。

また、連絡先として電話番号のほかに常時チェック可能なメールアドレスも必ずご記載ください。

### 2. 獣医師免許のコピー

### 3. 申請書

### 4. 同意書

「3. 申請書」及び「4. 同意書」につきましては、当ファイル3及び4ページの書式を  
両面印刷として、必要事項の記入をお願いいたします。

2ページ目の「単科獣医研修医に関する取り決め」は提出せずお手元にお控えください。

申請を行おうとする前に必ず指導を希望する診療科の教員にコンタクトをお取りの上、承諾を得てくださいますようお願いいたします。（「3. 申請書」へは受け入れ教員の承認印が必要です。）また、事前見学につきましても当該教員にご相談ください。

#### 申請書類提出先

〒183-8509

東京都府中市幸町3-5-8

東京農工大学農学部附属動物医療センター事務室

☎042-367-5601

## 単科獣医研修医に関する取り決め

平成 26 年 12 月 11 日  
 改正 平成 29 年 2 月 9 日  
 動物医療センター会議申し合わせ

1. 単科獣医研修医は、東京農工大学動物医療センター（以下動物医療センター）における特定の診療科外来において、教員やレジデントの下で診療の補助を行う獣医師を指す。
2. 所属する診療科外来については、単科獣医研修医が希望し、かつ動物医療センター会議の審議を経て認められた診療科外来とする。
3. 単科獣医研修医に対する給与および交通費などの補助は発生しない。また、単科獣医研修医が動物医療センターに支払う研修料も発生しない。
4. 所属する診療科外来の教員またはレジデントが動物医療センターに不在の時（出張、会議、講義等）、単科獣医研修医は一切の診療行為を行うことはできない。
5. 所属する診療科外来の診療時間および診療日以外に、診療科外来の教員またはレジデントの許可なく動物医療センターに出入りすることを禁止する。
6. 単科獣医研修医の静脈認証登録は行わない。
7. 単科獣医研修医の新規登録の可否は提出のあった申請書に基づき動物医療センター会議において審議する。
8. 単科獣医研修医に新規登録された後、次年度に登録の継続を希望する場合、単科獣医研修医は登録の継続に関する申請書を提出しなければならない。継続の可否は動物医療センター会議において審議する。
9. 前項及び第 7 項における新規登録及び登録継続に際しては、申請書と併せて研修に関する同意書の提出を求めるものとする。
10. 上記 1～9 の取り決めに違反した単科獣医研修医は、動物医療センター会議における審議を経てその登録を解除する。
11. その他 単科獣医研修医(大学院生含む)の診療補助については下記に定める。

術 者	不可
助 手	動物医療センター会議で認められた者のみ可*
器 械	
麻 酔	

機器操作	C T	不可
	MR I	不可
	X-ray	健康診断、教育訓練および個人線量計の交付を受けた者のみ可 診断は不可
	X透視	不可
	エコー	診断は不可
	内視鏡	動物医療センター会議で認められた者のみ可*

\*担当医(指導教員)からの申請書類の提出→動物医療センター会議での審議と判定→合否

平成29年度

東京農工大学動物医療センター 単科獣医研修医新規申請書

私、\_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）は、正確に記入。（フリガナ）も東京農工大学動物医療センターにおいて単科獣医研修医としての研修を、行うことを希望するため、ここに申請いたします。

また、「単科獣医研修医に関する取り決め」の記載内容を理解し、裏面のとおり同意書を併せて提出いたします。

研修日は、毎週\_\_\_\_\_曜日を、診療科外来は\_\_\_\_\_科を希望します。

平成29年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

指導担当獣医師名\_\_\_\_\_印

この欄に記載押印ないものは、無効とし、登録されません。

単科獣医研修医の新規登録に際しては、以下の書類を併せてご提出いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

\*履歴書（様式任意、ただし写真貼付が必要です。）

なお、備考欄等に研修希望診療科、指導担当医、希望研修曜日とこれまでに診療エックス線の取扱い経験のある場合は、その期間を平成〇〇年×月～平成△△年□□月、平成◎◎年▲月～現在

といったようにご記載ください。

また、連絡先として電話番号のほかに常時確認のできるメールアドレスも必ずご記載ください。

\*獣医師免許のコピー

.....以下記入不用（動物医療センタ会議申請用）.....

単科獣医研修医(大学院生含む)の診療補助について（申請欄に○）

承認	動物医療センター会議承認欄	申請欄	内 容	適用
	(平成 年 月 日承認)		助 手	動物医療センター会議で認められた者のみ可*
	(平成 年 月 日承認)		器 械	
	(平成 年 月 日承認)		麻 酔	

承認	動物医療センター会議承認欄	申請欄	内 容	適用
/		/	C T	不可
/		/	MR I	不可
	(平成 年 月 日承認)		X-ray	健康診断、教育訓練および個人線量計の交付を受けた者のみ可 診断は不可
/		/	X透視	不可
/		/	エコー	診断は不可
	(平成 年 月 日承認)		内視鏡	動物医療センター会議で認められた者のみ可*

## 単科獣医研修医登録に関する同意書

東京農工大学動物医療センター  
センター長 殿

東京農工大学動物医療センター単科獣医研修医として登録されるに当たり、以下の内容に同意いたします。

1. 単科獣医研修医は、東京農工大学動物医療センター（以下動物医療センター）における特定の診療科外来において、教員やレジデントの下で診療の補助を行う獣医師を指す。
2. 所属する診療科外来については、単科獣医研修医が希望し、かつ動物医療センター会議の審議を経て認められた診療科外来とする。
3. 単科獣医研修医に対する給与および交通費などの補助は発生しない。また、単科獣医研修医が動物医療センターに支払う研修料も発生しない。
4. 所属する診療科外来の教員またはレジデントが動物医療センターに不在の時（出張、会議、講義等）、単科獣医研修医は一切の診療行為を行うことができない。
5. 所属する診療科外来の診療時間および診療日以外に、診療補助および研修以外の目的で診療科外来の教員またはレジデントの許可なく動物医療センターに出入りすることを禁止する。
6. 単科獣医研修医の静脈認証登録は行わない。
7. 単科獣医研修医の研修期間は1年間とする。ただし、希望すれば研修期間を1年毎に延長できる。研修期間を延長する際は、新年度4月に単科獣医研修医の登録を更新する。
8. 単科獣医研修医の新規登録時および更新時、単科獣医研修医は新規登録または更新に関する申請書（別紙）および同意書（本紙）を提出しなければならない。新規登録および更新の可否は動物医療センター会議において審議する。
9. 上記1～8の取り決めに違反した単科獣医研修医は、動物医療センター会議における審議を経てその登録を解除する。

以上

平成 年 月 日

所属診療科外来：

氏名 \_\_\_\_\_ (自書) ㊞